



2025 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社ゼロ
代 表 者 代表取締役社長 高橋 俊博
(コード：9028 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執行役員コーポレート戦略本部長 伊達貴司
電 話 番 号 044-520-0106

**株式給付信託（BBT及びBBT-RS）への追加拠出に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、後に定義する BBT 制度に係る自己株式の処分を「本自己株式処分（BBT）」と、後に定義する BBT-RS 制度に係る自己株式の処分を「本自己株式処分（BBT-RS）」といい、本自己株式処分（BBT）と本自己株式処分（BBT-RS）とを併せて「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、形式的には株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」（以下「BBT 制度」といいます。）及び「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock）」（以下「BBT-RS 制度」といいます。また、BBT 制度と BBT-RS 制度を併せて「本制度」といいます。）に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託（以下「本信託」といいます。）の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）を割当先として行われるものですが、当社及び子会社に対する役務提供の対価として、当社の取締役（親会社の業務執行者を兼務している者及び社外取締役を除きます。）、監査役（社外監査役を除きます。）、執行役員及び子会社の取締役（社外取締役を除きます。）（以下「取締役等」といいます。）に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

記

1. 処分の概要

＜本自己株式処分＞

(1) 処 分 期 日	2025 年 8 月 25 日 (月)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 295,400 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 3,380 円
(4) 処 分 総 額	998,452,000 円
(5) 処 分 予 定 先	当社の取締役（親会社の業務執行者を兼務している者及び社外取締役を除く） 4 名 210,400 株 当社の監査役（社外監査役を除く） 1 名 15,000 株 当社の執行役員 7 名 70,000 株 (注 1、2)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(注1) 本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）であります。株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約を締結することによって設定されている信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて取締役等への給付を行うために行われるものであり、当社及び子会社に対する役務提供の対価として取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には取締役等を記載しております。

(注2) 取締役等には、本制度に基づき、役位等により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付します。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に取締役等に給付される当社株式等の数は、取締役等の役位等により変動いたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2015年9月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、BBT制度を導入し、また、2022年9月28日開催の定時株主総会において、BBT-RS制度を導入しております（BBT制度の概要につきましては、2015年8月27日付「役員退職慰労金制度の廃止および株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ」、2015年11月26日付「株式給付信託（BBT）の導入（詳細決定）に関するお知らせ」を、BBT-RS制度の概要につきましては、2022年8月25日付「株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

今般、当社は、BBT制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託（BBT）」といいます。）を行うこと、並びにBBT制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分（BBT））を決定いたしました。なお、本自己株式処分（BBT）は、形式的には株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として監査役に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量については、「役員株式給付規程（BBT）」に基づき信託期間中に監査役に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2026年6月末日で終了する事業年度から2030年6月末日で終了する事業年度までの5事業年度分）であり、2025年6月30日現在の発行済株式総数17,560,242株に対し0.09%（2025年6月30日現在の総議決権個数170,988個に対する割合0.09%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となりますところ、2015年8月27日付「役員退職慰労金制度の廃止および株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ」、2015年11月26日付「株式給付信託（BBT）の導入（詳細決定）に関するお知らせ」に記載のBBT制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※ 追加信託（BBT）の概要

追加信託日 2025 年 8 月 25 日

追加信託金額 50,700,000 円

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 15,000 株

株式の取得日 2025 年 8 月 25 日

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

また、今般、当社は、BBT-RS 制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託（BBT-RS）」といいます。）を行うこと、並びに BBT-RS 制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分（BBT-RS））を決定いたしました。なお、本自己株式処分（BBT-RS）は、形式的には株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、当社及び子会社に対する役務提供の対価として取締役（親会社の業務執行者を兼務している者及び社外取締役を除きます。）、執行役員及び子会社の取締役（社外取締役を除きます。）（以下「BBT-RS 対象取締役等」といいます。）に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に BBT-RS 対象取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2026 年 6 月末日で終了する事業年度から 2030 年 6 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度分）であり、2025 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 17,560,242 株に対し 1.60%（2025 年 6 月 30 日現在の総議決権個数 170,988 個に対する割合 1.64%（いずれも小数点第 3 位を四捨五入））となりますところ、2022 年 8 月 25 日付「株式報酬制度の導入に関するお知らせ」に記載の BBT-RS 制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※ 追加信託（BBT-RS）の概要

追加信託日 2025 年 8 月 25 日

追加信託金額 947,752,000 円

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 280,400 株

株式の取得日 2025 年 8 月 25 日

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分（BBT-RS））を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 3,380 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額 3,380 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 か月間の終値平均 3,225 円（円未満切捨）に対して 104.81%を乗じた額であり、同直近 3 か月間の終値平均 3,149 円（円未満切捨）に対して 107.34%を乗じた額であり、さらに同直近 6 か月間の終値平均 2,923 円（円未満切捨）に対して 115.63%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 3 名（うち 2 名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上